



埼玉県報

第 605 号
令和 7 年(2025 年)
4 月 4 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則（教委・財務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 文書管理・財務会計・旅費システム構成機器賃貸借契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 県営土地改良事業嵐山町ため池群 3 地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画の決定及び緊急防災工事計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業柏木沼地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画の決定及び緊急防災工事計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 指定確認検査機関の監督命令（建築安全課）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙（議会・秘書課）

正誤

- 埼玉県条例第 10 号中訂正（産業廃棄物指導課）

規 則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十四号

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則

（埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正）

第一条 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項に後段として次のように加える。

これに類する場合として教育長が定める場合も、同様とする。

（埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部改正）

第二条 埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「について必要があると認めるとき」を「その他教育長が特に必要と認める者について」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第一回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集WEBページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和七年四月七日（月）から令和七年五月七日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和七年五月十六日（金）から同月十七日（土）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和七年五月二十四日（土）から同月二十五日（日）まで、又は令和七年五

月三十一日（土）から六月一日（日）までのうち一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

ロ 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和七年八月下旬から同年九月下旬のうち指定する日、令和七年十一月下旬の指定する日、又は令和八年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ）<https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>

（電子メール）hql-saitama@pco.mod.go.jp

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

文書管理・財務会計・旅費システム構成機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年12月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 契約金額

67,942,380円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業嵐山町ため池群3地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年四月十一日から

令和七年四月三十日まで

二 縦覧場所

嵐山町役場

嵐山町のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業柏木沼地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年四月十一日から

令和七年四月三十日まで

二 縦覧場所

嵐山町役場

嵐山町のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二〇―二〇―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字南入曽字堂ノ前原五百四十番一外二十一筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千四百三・五立方メートル

浸透効果量 ○・〇四七六立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第二百七十号

本庄市から本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

本庄市から本庄都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により本庄市から本庄都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七十七条の三十第一項の規定による監督命令をしたので、同条第二項の規定により、公示する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 監督命令をした年月日

令和七年三月二十八日

二 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

名 称	事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名
株式会社埼玉建築確認 検査機構	埼玉県さいたま市浦和 区常盤三丁目十二番二 十七号	鈴木野 具二夫

三 監督命令の内容

指定確認検査機関として交付した確認済証が、法第六条の二第六項の規定に基づく通知を受けて失効したことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画を令和七年四月三十日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監査役の確認を経た上で、四半期ごとに埼玉県知事に報告すること。

四 監督命令の原因となった事実

イ 深谷市内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第五十六条の二第一項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。その後、法第六条の二第六項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。

ロ 秩父市内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三条第一項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。その後、法第六条の二第六項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

- | | | |
|---|-------|---------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 熊谷小川秩父線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
比企郡小川町大字青山字 卯月花三〇二番一地从先から 同郡同町大字青山字卯月 花三〇一番一地从先まで		区 間
一六・〇〇〃 一九・二七	一六・〇〇〃 一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三八・一四		延長 (メートル)
道路整備工事。 平成二十四年二月二十八日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第三号による 道路予定区域の一部変更で ある。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市寺尾字坪之内二〇五二番二地 先から同市寺尾字植田一七八七番五 地先まで (ただし、関係図書に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和七年四月四日
備考	平成二十六年六月十 八日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告 示第十八号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一七九・三九メ ートル

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年四月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年四月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和七年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和七年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年四月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人小鳩会 特別養護老人ホーム小鳩園（従来型）	埼玉県三郷市中央四丁目八番地 七
老人ホーム	社会福祉法人小鳩会 特別養護老人ホーム小鳩園（ユニット型）	埼玉県三郷市中央四丁目八番地 七

雑 報

議長選挙

齊藤 邦明 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 白 土 幸 仁

松澤 正 副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 飯 塚 俊 彦

正 誤

埼玉県条例第十号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 後ろから一

誤

のに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事

正

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるも

ページ 行

二 前から一

誤

に届け出たもの

正

のに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの

ページ 行

四 後ろから一及び二

誤

県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるも

正

県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。